許可第　1371　号

薬局開設許可証

氏　　名
(法人にあっては、名称)　株式会社ファルコファーマシーズ

薬局の名称　ファルコ薬局　日野谷店

薬局の所在地　那賀郡那賀町大久保字大西10-1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和　3　年　1　月　27　日

徳島県南部総合県民局長　木　具　　恵

有効期間　令和　3　年　3　月　1　日から
令和　9　年　2　月　28　日まで

ファルコ薬局　日野谷店
管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	ファルコ薬局日野谷店
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役　阿部　治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証（別掲）を参照
管理薬剤師氏名	西本　宇志
勤務する薬剤師 （担当業務）	濱田　雅文（保管、陳列、販売、情報提供、相談） 森　美幸　（保管、陳列、販売、情報提供、相談）
勤務する登録販売者 （担当業務）	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師：名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者：－ その他の勤務者：名札に氏名を記載
営業時間	月～金…9:00-17:45
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	0884-64-0610 0884-64-0610（夜間転送）

取り扱い可能な公費負担医療

生活保護法に基づく指定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核医療)

戦傷病者特別援護法に基づく指定

母子保健法に基づく指定

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定

障害者自立支援法に基づく指定(精神通院医療)

障害者自立支援法に基づく指定(育成医療・更生医療)

労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）

肝炎治療特別推進事業に係る医療費助成制度

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤基本料3-イを算定しています。
当薬局では後発医薬品調剤体制加算2を算定しています。
当薬局では連携強化加算及び医療DX推進体制加算1を算定しています。
当薬局ではかかりつけ薬剤師指導料を算定しています。
当薬局では健康相談を行っています。
当薬局では調剤管理料を算定しています。
当薬局では服薬管理指導料を算定しています。
当薬局では特定薬剤管理指導料加算を算定しています。
当薬局では医療情報取得加算を算定しています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です

1．当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2．当薬局は、871品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3．当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
　生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4．当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5．当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6．当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7．当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
　問い合わせ先：ＴＥＬ　0884-64-0610　薬剤師：濱田　雅文、西本　宇志、森　美幸
　尚、平日は１９：００以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算４０点（１点１０円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
　また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8．当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
　問い合わせ先：　所在地　〒771-5410　徳島県那賀郡那賀町大久保字大西10-1
　ＴＥＬ　0884-64-0610
　ＦＡＸ　0884-64-0611
　E-mail　fph.hinotani@falco.co.jp

お薬情報内容
ア．一般名　イ．剤型　ウ．規格　エ．製剤の特徴　オ．緊急安全性情報、安全性速報
カ．医薬品・医療機器等安全性情報　キ．医薬品・医療機器等の回収情報

9．当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

〔開局時間〕
月～金曜日　9:00～17:45
（土日・祝日休業）

ファルコ薬局日野谷店　FALCO

薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は発行日を含めて **4日以内**です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



保険証のご提示をお願い致します

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる **明細書**をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。
明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

2023年5月作成

FALCO

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日
1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日	午後7時～午前0時 午前0時～午前8時
土曜日	午後1時～午前0時 午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

FALCO

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。
在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。（医師の了解と指示が必要です。）

［医療保険のみお持ちの方］	［介護保険をお持ちの方］
在宅患者訪問薬剤管理指導	**居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導**
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内でに療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点/回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回 10名以上 342点/回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例）10点＝100円 （3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。）	

ファルコ薬局　日野谷店
管理薬剤師：西本　宇志
徳島県知事指定介護保険事務所　第3641340165号

［営業日・営業時間］
平日：9時00分～17時45分
土曜・日曜・祝日：休み

［所在地］
那賀郡那賀町大久保字大西10-1
［連絡先］
TEL:0884-64-0610
FAX:0884-64-0611

FALCO

かかりつけ薬剤師指導料
及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局では以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

保険薬剤師の経験3年以上
週32時間以上の勤務
当薬局1年以上在籍
研修認定薬剤師の取得
医療に係る地域活動の取得への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を致します。

FALCO

お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
	要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	**薬剤師が**書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
一般用医薬品	**第一類医薬品** 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） **※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。** **『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください**	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	**薬剤師または登録販売者が**適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

0120-149-931

苦情相談窓口

徳島県薬剤師会
088-655-1100

徳島県薬務課
088-621-2231

FALCO

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の**「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」**をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
   ①購入者が若年者（高校生以下）の場合、氏名・年齢を確認します。
   ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
   ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
   ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則　第15条の2（抜粋）

一　当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
イ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
ロ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
ハ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
ニ　その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
二　当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局日野谷店

FALCO

更新日：2022.04.01

20歳未満のお客様へ

薬物濫用防止について

薬物濫用防止のため、以下の成分を含む医薬品の販売時に特別なルールを設けておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対象となる成分等】
- **エフェドリン**
- **コデイン（鎮咳去痰薬に限る）**
- **ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）**
- **プソイドエフェドリン**
- **メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）**
- **ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）**

を成分として含有する医薬品

（平成25年厚生労働省告示第252号）

1. 販売時、**学生証等により氏名・年齢・学校名または勤務先を確認**　させていただきます。
2. 上記が**確認できない場合、販売を行いません。**
3. 特に、以下の3成分については、**おひとり様1個（1箱または1瓶）の販売に限定**させていただきます。（やむをえない場合を除く）
   - ●ジヒドロコデイン（咳止めに限る）
   - ●メチルエフェドリン（咳止め液体製剤に限る）
   - ●ブロムワレリル尿素（またはブロモバレリル尿素）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則　第15条の2（抜粋）

一　当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
　イ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
　ロ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
　ハ　当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
　ニ　その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
二　当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局日野谷店

FALCO

更新日：2022.04.01

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
（受付 月～金　9:00～17:30となっております。祝日は除く）

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長　阿部　治

株式会社 ファルコファーマシーズ

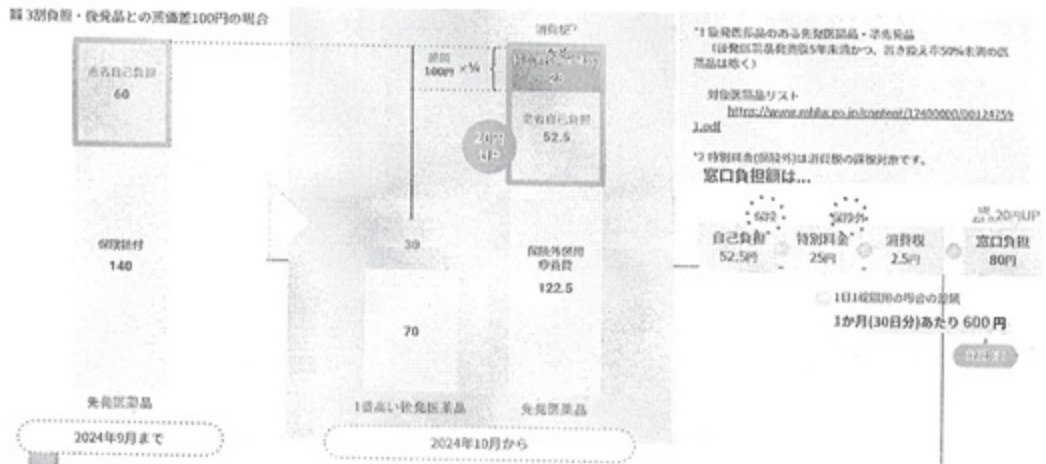
2024年10月から

医薬品の負担額が変わります

長期収載品の選定療養費についてのお知らせ

先発医薬品を選ぶと負担額が上がります

10月以降、先発医薬品(長期収載品)*1を希望する場合、**後発医薬品(ジェネリック)との差額の¼が自己負担(保険対象外)**となります。



公費助成のある方も窓口負担となります

選定療養費は公費助成されません

公費(国・地方)とは

- こども医療
- 自立支援
- 重度障がい者
- 特定疾患
- ひとり親家庭　など

医療保険に加入しているすべての方が対象です

選定療養の対象外となる方

- 労災
- 自賠責

医療保険外のため対象外

- 自費

・医療上の必要性が認められる場合

処方箋の書式が変更され、
医師の判断が確認できるようになります



いつまでも安心して医療を受けるために、医療費適正化にご協力をお願いします。
ご不明点についてはかかりつけ医院、薬局にてお声掛けください。

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）
- **エフェドリン**
- **コデイン**
- **ジヒドロコデイン**
- **ジフェンヒドラミン**
- **デキストロメトルファン**
- **プソイドエフェドリン**
- **メチルエフェドリン**
- **ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）**

を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認** をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認** を実施し、必要に応じて身分証の確認をいたします。

   18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

FALCO

更新日：2026.05.01

お薬の販売方法について

分類と外箱表示	陳列方法	情報提供と相談への対応
要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	**薬剤師**が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
一般用医薬品 **第一類医薬品** 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
一般用医薬品 **第二類医薬品** 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） **※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。** **『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください**	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	**薬剤師または登録販売者**が適正な使用のため必要な情報提供に努めます
一般用医薬品 **第三類医薬品** 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	**販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します**	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構　0120-149-931

苦情相談窓口

徳島県薬剤師会 088-655-1100
徳島県薬務課　088-621-2232

FALCO

事新日：2026.05.01

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、患者様の氏名、ご住所、ご連絡先のほか、生年月日や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。
私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、
以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ☑ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ☑ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ☑ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ☑ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください

2023年5月作成

FALCO

情報セキュリティルール

について

を扱う場合は、個人情報保護法を
やガイドラインを遵守する。

・個人情報の利用に当社のWebページに公表している利用目的の範囲内に限定する。



会社支給PC

PCから一時的に離れる場合、手動で画面ロックする

パスワード付きの
スクリーンセーバー
5分以内に起動



ノートPC：帰宅時は施錠保管かワイヤーロックを実施

会社支給モバイル端末



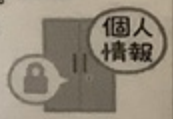
パスワードか生体認証を設定

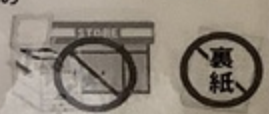
アプリやOSは常に最新のバージョンを利用する

紙媒体



・個人情報をプリンターで出力した際には、速やかに紙を取りに行く。
・個人情報を記入・保管した媒体は施錠保管をする。
・社外(コンビニ、自宅など)での業務にかかわる紙媒体の印刷・コピーは禁止。
・裏紙は使用しない。





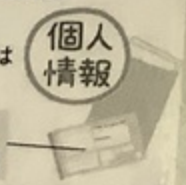
私物PC
私物記憶媒体

業務利用は禁止とする。



個人情報の輸送

・個人情報を含む機器・媒体（書類・USBメモリなど）を輸送する場合は、宛名と中身が一致しているか確認する。運送会社が提供する「セキュリティ便」を始めとした配達記録が残る方法を利用し、配送伝票は一定期間保管する。
・個人情報を社内便で送付する場合は個人情報搬送伝票を利用する。



セキュリティ便
個人情報搬送伝票

SNSの利用



業務内容禁止

・業務内容についてFacebookやTwitterなどのSNSを使用したやり取りは原則禁止とする。但し、災害時の安否確認などでのLINEの利用は除く。

安否確認



・社内外で入手した非公開情報及び会社の執務エリア・敷地内で撮影した写真・録音・動画等を、個人で利用しているSNS・ブログ等インターネット上に投稿することは禁止とする。

電子メールの扱い

・送信する前に、宛先に間違いがないか必ず確認する。
・ファイルを添付する際は、目的のファイルを正しく選択しているか必ず確認する。
・会社のメールを私用のメールアドレスに転送することは禁止とする。





Webサービス・ソフトウェアの利用

・プライベートで利用しているWebサービスのアカウントを業務で使用することは禁止とする。
・個人提供、または提供元が不明のWebサービス・ソフトウェアを業務で使用することは禁止とする。



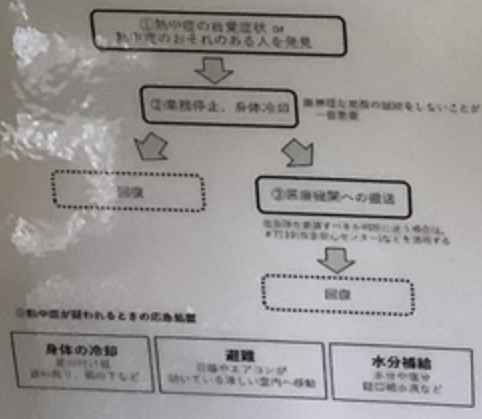
FALCO

熱中症対策
マニュアル

FALCO

ファルコ薬局　日野谷店

◎熱中症が疑われるときの処理フロー



◎熱中症が疑われるときの応急処置

身体の冷却	避難	水分補給
氷のう、脇の下など	涼しいエアコンが効いている涼しい室内へ移動	水分や塩分、経口補水液など

1. 目的

熱中症の恐れのある従業員を早期発見し、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止する。

2. 熱中症の主な症状と対応

症度	主な症状	症状名	対処法
Ⅰ度 軽症	めまい、立ちくらみ、顔面蒼白など	熱失神	衣服をゆるめる 身体の冷却 水分補給
	筋肉痛、手足のつり、こむらがえりなど	熱痙攣	
Ⅱ度 中等症	頭痛、悪心、嘔吐など	熱疲労	医療機関へ搬送
Ⅲ度 重症	意識障害、痙攣、ショック症状など	熱射病	すぐに緊急搬送

3. 作業環境の管理

7月～9月にかけて35℃以上の猛暑日が頻発のため、特に注意すること。

- 室温は28℃以下、換気を保つ（エアコン・扇風機などの適切な使用）
- 気分不良時に休憩室等の涼しい場所を確保しておく

4. 作業管理

- 定期的な休憩（１時間に５～10分を目安）を推奨
- こまめな水分補給（１時間に１回程度）
- 塩分（タブレットなど）、経口補水液を必要に応じて準備する
- 猛暑が予想される日は時差出勤を検討する

5. 従業員の健康管理

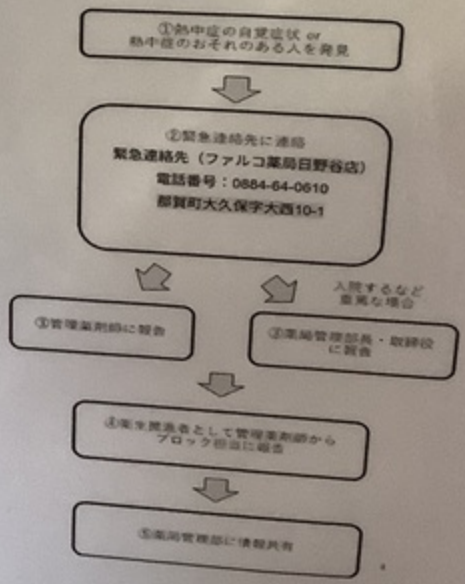
- 出勤時に体調確認を実施（自己申告、上司確認）
- 熱中症リスクが高い者（例：糖尿病、高血圧、心、腎疾患、精神・神経疾患、広範囲の皮膚疾患、前日から体調不良など）には声をかけたり、配慮するようにする

6. 教育

- 毎年5月～6月に、熱中症対策に関する社内研修を実施する。

2

熱中症が疑われる際の報告手順



2026年度　調剤報酬点数一覧表

全般事項				
点数について	特に記載されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ後続品	バイオロジクス医薬品（生物学的製剤）と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
後発医薬品	厚生労働省が特別指定品目の告示、薬価収載した先発医薬品と同成分の医薬品です。			
調剤	医師の処方箋（指示書）に基づき行為です。			
リフィル処方箋	症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、調剤及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（リフィル）できる処方箋です。			
調剤技術料				
調剤基本料 （処方箋受付1回につき）	調剤基本料1		47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。
	調剤基本料2		30点	
	調剤基本料3	イ	25点	
		ロ	20点	
		ハ	37点	
	特別調剤基本料	A	5点	
		B	3点	
直前の保険医療機関から受付された処方箋を同時にまとめて受付けた場合 （当該処方箋の5、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定）			所定点数の100分の80	
(1) 当該患者の65歳以下 (2) 当該患者、敷地に係る社会生活に支障を来たす物理的苦の本報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間を実施の場合（1月に600回以下の業務は除く）(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する業務は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定）			所定点数の100分の50	
分割調剤（長期保存の困難性等）（1分割調剤につき1回を限度）			5点	医薬品の保存が困難な場合等の場合によって、複数回にわけて調剤することです。
分割調剤（後発医薬品の使用時）（1分割調剤につき1回を限度に算定）			5点	後発医薬品を後発医薬品へ変更調剤する場合に、後発医薬品を調剤した場合に算定することです。
地域支援体制加算 （処方箋受付1回につき）	イ		27点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。
	ロ		69点	地域1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提に、一定時間以上の調剤や医薬品の備蓄品目数（一般名・薬学的管理・医療や薬物療法の安全性向上のための事前報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。
	ハ		67点	
	ニ		37点	
	ホ		59点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
連携強化加算			5点	災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。
バイオ後続品調剤体制加算			50点	バイオ後続品（インスリン製剤を除く）を調剤した場合に加算される点数です。
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
後発医薬品減算	ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ ヨ タ レ ソ ツ ネ ナ ラ ム ウ ヰ ノ オ ク ヤ マ ケ フ コ エ テ ア サ キ ユ メ ミ シ ヱ ヒ モ セ ス ン ゴ ゾ ダ ヂ ヅ デ ド バ ビ ブ ベ ボ パ ピ プ ペ ポ ヴ ヷ ヸ ヹ ヺ ー ヽ ヾ ゝ ゞ ・ ヿ ㇰ ㇱ ㇲ ㇳ ㇴ ㇵ ㇶ ㇷ ㇸ ㇹ ㇺ ㇻ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒ ㋓ ㋔ ㋕ ㋖ ㋗ ㋘ ㋙ ㋚ ㋛ ㋜ ㋝ ㋞ ㋟ ㋠ ㋡ ㋢ ㋣ ㋤ ㋥ ㋦ ㋧ ㋨ ㋩ ㋪ ㋫ ㋬ ㋭ ㋮ ㋯ ㋰ ㋱ ㋲ ㋳ ㋴ ㋵ ㋶ ㋷ ㋸ ㋹ ㋺ ㋻ ㋼ ㋽ ㋾ ㋿ ㌀ ㌁ ㌂ ㌃ ㌄ ㌅ ㌆ ㌇ ㌈ ㌉ ㌊ ㌋ ㌌ ㌍ ㌎ ㌏ ㌐ ㌑ ㌒ ㌓ ㌔ ㌕ ㌖ ㌗ ㌘ ㌙ ㌚ ㌛ ㌜ ㌝ ㌞ ㌟ ㌠ ㌡ ㌢ ㌣ ㌤ ㌥ ㌦ ㌧ ㌨ ㌩ ㌪ ㌫ ㌬ ㌭ ㌮ ㌯ ㌰ ㌱ ㌲ ㌳ ㌴ ㌵ ㌶ ㌷ ㌸ ㌹ ㌺ ㌻ ㌼ ㌽ ㌾ ㌿ ㍀ ㍁ ㍂ ㍃ ㍄ ㍅ ㍆ ㍇ ㍈ ㍉ ㍊ ㍋ ㍌ ㍍ ㍎ ㍏ ㍐ ㍑ ㍒ ㍓ ㍔ ㍕ ㍖ ㍗ ㍘ ㍙ ㍚ ㍛ ㍜ ㍝ ㍞ ㍟ ㍠ ㍡ ㍢ ㍣ ㍤ ㍥ ㍦ ㍧ ㍨ ㍩ ㍪ ㍫ ㍬ ㍭ ㍮ ㍯ ㍰ ㍱ ㍲ ㍳ ㍴ ㍵ ㍶ ㍷ ㍸ ㍹ ㍺ ㍻ ㍼ ㍽ ㍾ ㍿ ㎀ ㎁ ㎂ ㎃ ㎄ ㎅ ㎆ ㎇ ㎈ ㎉ ㎊ ㎋ ㎌ ㎍ ㎎ ㎏ ㎐ ㎑ ㎒ ㎓ ㎔ ㎕ ㎖ ㎗ ㎘ ㎙ ㎚ ㎛ ㎜ ㎝ ㎞ ㎟ ㎠ ㎡ ㎢ ㎣ ㎤ ㎥ ㎦ ㎧ ㎨ ㎩ ㎪ ㎫ ㎬ ㎭ ㎮ ㎯ ㎰ ㎱ ㎲ ㎳ ㎴ ㎵ ㎶ ㎷ ㎸ ㎹ ㎺ ㎻ ㎼ ㎽ ㎾ ㎿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿			30点	緊急時等の開局時間以外に在宅業務に対応できる体制等を整備している場合に加算される点数です。
在宅薬学総合体制加算1	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
在宅薬学総合体制加算2	イ		100点	地域1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な薬学管理・指導体制及び十分な実績があり、医療用麻薬の調剤や無菌調剤処理又は小児在宅医療に対応することができる体制を整備している場合に加算される点数です。
	ロ		50点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
電子的調剤情報連携体制整備加算 （月1回に限り）			8点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録している場合に加算される点数です。
門前薬局等立地評価減算			15点減算	特定の医療機関からの集中率が一定以上超えて処遇で、都市部で病院や診療所の敷地から直線で概ね1キロメートル以内又は建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。（院内薬局は除く）
薬剤調製料				
内服薬（麻薬及び薬薬を除く）（1剤につき、3剤まで）			24点	薬剤師が医薬品を処方箋通りに揃える行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類（内服薬・注射薬・外用薬等）、日数、剤形（散剤、液剤）等によって、計算方法が定められています。
屯服薬（剤形にかかわらず）			21点	
麻薬（1剤につき、3剤まで）			190点	
湿布 （1剤につき、3剤まで）	イ		190点	
	ロ 1日当たり投与量が70枚以下の場合	(1)7日目以下の部分	190点	
		(2)8日目以上の部分（上記点数＋1日分につき）	10点	
	ハ 1日当たり投与量が70枚を超える場合		400点	
注射薬（剤形にかかわらず）			26点	
外用薬（1剤につき、3剤まで）			10点	
内服薬等（1剤につき）			10点	
無菌製剤処理 （注射薬のみ）（1日につき）	イ 中心静脈栄養注射輸液	15歳未満の小児の場合を除く	69点	注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。
		15歳未満の小児の場合	237点	
	ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く	70点	
		15歳未満の小児の場合	147点	
	ハ 鏡視	15歳未満の小児の場合を除く	69点	
		15歳未満の小児の場合	137点	
麻薬を調剤した場合（1調剤につき）			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。
特殊薬剤を調剤した場合（1調剤につき）			6点	特殊薬剤等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。
無菌製剤を調剤した場合（1調剤につき）			6点	
麻薬を調剤した場合（1調剤につき）			8点	
時間外加算・特別基礎機能加			100%加算	深夜、休日を除いた夜間の基礎時間以外の時間帯又は当該の地域医療対応において調剤した場合に加算される点数です。
休日加算（基礎機能）			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び休日扱いとされる日）
深夜加算（午後10時～午前6時）（基礎機能）			200%加算	深夜時間帯（午後10時～午前6時）において調剤した場合に加算される点数です。
処方箋受付時間外加算（処方箋受付1回につき）			40点	休日又は深夜であって、開局時間の時間帯で、午後10時（基礎機能は午後11時）から午前6時までの間（深夜及び休日を除く）において調剤した場合に算定される点数です。
薬学管理料加算	予製剤を調剤する場合		所定点数の100分の20	
	イ 内服薬及び外用薬	(1) 調剤等の内服薬（7日分につき）	20点	医師の指示に基づき、患者に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。（安定剤、湿潤補助剤、軟膏剤等の新たに認められる追加剤の使用、5歳、加重、減量等）
		(2) 調剤等の屯服薬（1調剤につき）	90点	
		(3) 座剤（1調剤につき）	45点	
	ロ 外用薬	(1) 軟膏剤、パップ剤、点眼剤等（1調剤につき）	90点	
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等（1調剤につき）	70点	
		(3) 座剤（1調剤につき）	40点	
	予製剤		所定点数の100分の20	2種類以上の薬剤（注射、軟膏剤又は軟膏剤又は軟膏剤）を混合し、並びに内服薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
計量混合調剤加算	イ 内服薬		30点	
	ロ 外用薬（軟膏剤）		45点	
	ハ 外用薬（軟膏剤以外）		90点	

薬学管理料				
服薬管理指導料 （処方箋受付1回につき）	内服薬（1剤につき、3剤まで）			患者さん又はその家族からの求めがあり、患者さんにとって、処方内容の薬学的管理、服薬指導など、薬剤師が行った場合の点数です。
	1 イ 薬剤服用（28日分以上）の場合		60点	
	ロ イ以外（7日分以下）の場合		10点	
	2 1以外の場合		10点	
調剤時服薬継続加算	イ 在宅患者の処方箋に基づき調剤した場合		50点	残薬が確認された患者さんに対して、処方医の指示の下に、残薬の調整のために行われた場合に調剤料の算定料が1年に3回以上を超えた場合に加算される点数です。 ※例外、65歳以下等の調剤料の算定料でも薬剤師による場合の場合により算定可能です。
	ロ 在宅患者について調剤した場合の算定料が1年に3回以上（4の場合を除く）		50点	
	ハ かかりつけ薬剤師の業務に係る調剤の算定料が1年に3回以上（4又は5の場合を除く）		50点	
	ニ イからハまでいずれの場合		30点	
服薬情報等提供料加算	イ 在宅患者の処方箋に基づき調剤した場合		50点	薬剤師が、電子処方箋管理サービスの活用を前提に、患者の同意の下に、処方箋に記載された医薬品の情報、服用に必要な情報を、医師に対して文書で提供した場合に加算される点数です。
	ロ 在宅患者について調剤した場合の算定料が1年に3回以上（4の場合を除く）		50点	
	ハ かかりつけ薬剤師の業務に係る調剤の算定料が1年に3回以上（4又は5の場合を除く）		50点	
	ニ イからハまでいずれの場合		30点	
薬剤情報提供料			50点	保険医療機関から処方箋を受けた患者に対して、薬剤の服用に関する情報を提供した場合に算定する点数です。
調剤後薬剤管理指導料			80点	薬剤師が、調剤後に患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
外来後発医薬品使用体制加算	1		22点	後発医薬品の使用割合が一定以上の場合に加算される点数です。
	2		18点	
	3		15点	
	4		5点	
長期投与加算 （処方箋受付1回につき）	1 イ 28日以上投与した場合		70点	長期投与が必要な患者さんに対して、服薬管理の負担軽減のために、28日以上の長期投与を行った場合に加算される点数です。
	ロ 14日以上28日以下投与した場合		40点	
	2 14日以上投与した場合		40点	
一包化加算 （処方箋受付1回につき）			42点	薬剤を一包化した場合に加算される点数です。
調剤管理加算 （処方箋受付1回につき）			57点	薬剤師が、患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
外来服薬支援料 （処方箋受付1回につき）	1		85点	薬剤師が、患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
	2		70点	
外来後発医薬品使用体制加算 （処方箋受付1回につき）	1		22点	後発医薬品の使用割合が一定以上の場合に加算される点数です。
	2		18点	
	3		15点	
	4		5点	
特定薬剤管理指導加算 （処方箋受付1回につき）	1		50点	特定薬剤を使用している患者さんに対して、副作用の早期発見のために、薬剤師が行った場合に加算される点数です。
	2		30点	
医療情報取得加算 （処方箋受付1回につき）	1		50点	患者さんの同意を得て、医療情報を取得し、薬剤師が行った場合に加算される点数です。
	2		40点	
	3		30点	
薬剤調製料				
調剤料 （処方箋受付1回につき）	内服薬（1剤につき、3剤まで）			患者さんまたはその家族からの求めがあり、患者さんにとって、処方内容の薬学的管理、服薬指導など、薬剤師が行った場合の点数です。
	1 イ 薬剤服用（28日分以上）の場合		60点	
	ロ イ以外（7日分以下）の場合		10点	
	2 1以外の場合		10点	
調剤時服薬継続加算	イ 在宅患者の処方箋に基づき調剤した場合		50点	残薬が確認された患者さんに対して、処方医の指示の下に、残薬の調整のために行われた場合に調剤料の算定料が1年に3回以上を超えた場合に加算される点数です。 ※例外、65歳以下等の調剤料の算定料でも薬剤師による場合の場合により算定可能です。
	ロ 在宅患者について調剤した場合の算定料が1年に3回以上（4の場合を除く）		50点	
	ハ かかりつけ薬剤師の業務に係る調剤の算定料が1年に3回以上（4又は5の場合を除く）		50点	
	ニ イからハまでいずれの場合		30点	
薬剤情報提供料			50点	保険医療機関から処方箋を受けた患者に対して、薬剤の服用に関する情報を提供した場合に算定する点数です。
調剤後薬剤管理指導料			80点	薬剤師が、調剤後に患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
外来後発医薬品使用体制加算	1		22点	後発医薬品の使用割合が一定以上の場合に加算される点数です。
	2		18点	
	3		15点	
	4		5点	
長期投与加算 （処方箋受付1回につき）	1 イ 28日以上投与した場合		70点	長期投与が必要な患者さんに対して、服薬管理の負担軽減のために、28日以上の長期投与を行った場合に加算される点数です。
	ロ 14日以上28日以下投与した場合		40点	
	2 14日以上投与した場合		40点	
一包化加算 （処方箋受付1回につき）			42点	薬剤を一包化した場合に加算される点数です。
調剤管理加算 （処方箋受付1回につき）			57点	薬剤師が、患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
外来服薬支援料 （処方箋受付1回につき）	1		85点	薬剤師が、患者の服薬状況や副作用の有無等を確認し、必要な指導を行った場合に算定する点数です。
	2		70点	
外来後発医薬品使用体制加算 （処方箋受付1回につき）	1		22点	後発医薬品の使用割合が一定以上の場合に加算される点数です。
	2		18点	
	3		15点	
	4		5点	
特定薬剤管理指導加算 （処方箋受付1回につき）	1		50点	特定薬剤を使用している患者さんに対して、副作用の早期発見のために、薬剤師が行った場合に加算される点数です。
	2		30点	
医療情報取得加算 （処方箋受付1回につき）	1		50点	患者さんの同意を得て、医療情報を取得し、薬剤師が行った場合に加算される点数です。
	2		40点	
	3		30点	

計量混合調剤加算		所定点数の100分の20	2種類以上の薬剤（液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬質剤）を計量し、混合して内服薬もしくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
	イ	35点	
	ロ	45点	
	ハ	80点	

薬学管理料

調剤管理料 （処方箋受付1回につき）	内服薬（1剤につき、3剤まで） 1 イ 長期処方（28日分以上）の場合	60点	患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬歴の管理等を行った場合の点数です。
	ロ イ以外（27日分以下）の場合	10点	
	2 1以外の場合	10点	
調剤時残薬調整加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	残薬が確認された患者さんにおいて、処方医の指示の下に、残薬の調整のために7日分以上相当の調剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。 ただし、4日分以下相当の調剤日数変更でも薬剤師による理由記載により算定可能です。
	ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合（イの場合を除く）	50点	
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く）	50点	
	ニ イからハまで以外の場合	30点	
薬学的有害事象等防止加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等の仕組みを用い、介護保険薬の確認等を行い、処方医に対する照会の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点数です。
	ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合（イの場合を除く）	50点	
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く）	50点	
	ニ イからハまで以外の場合	30点	
服薬管理指導料	1 直前3月以内に処方箋を持参した患者（処方箋受付1回につき） （手帳を提示しない患者は2により算定） イ かかりつけ薬剤師が行った場合	45点	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、併用禁忌医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、残薬状況、後発医薬品の意向等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用を確認し、お薬手帳等で情報を提供しています。 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算：かかりつけ薬剤師が次回来局までの間に電話等で服薬状況や残薬を継続的に確認し、必要な指導等を行った場合に加算される点数です。 かかりつけ薬剤師訪問加算：かかりつけ薬剤師が患者さんを訪問し、服薬管理の指導や残薬の管理を行い、その内容を医療機関へ情報提供した場合に加算される点数です。
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算（月に1回に限り）	50点	
	かかりつけ薬剤師訪問加算（月に1回に限り）	230点	
	ロ イ以外の場合	45点	
	2 1以外の患者に対して行った場合（処方箋受付1回につき） イ かかりつけ薬剤師が行った場合	59点	
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算（月に1回に限り）	50点	
	かかりつけ薬剤師訪問加算（月に1回に限り）	230点	
	ロ イ以外の場合	59点	
	3 介護老人福祉施設等に入所している患者（処方箋受付1回につき月4回に限り）	45点	
	4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 直前3月以内に処方箋を持参した患者（手帳を提示（イ しない患者は、4のニを算定）、介護老人福祉施設等の患者（処方箋受付1回につき）	45点	
	在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合（ハの場合を除く）（患者1人につき） ロ（在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）に限り算定）	59点	
	ロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合（患者1人につき） ハ（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）に限り算定）	59点	
	イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者（処方箋受付1回につき） ニ（イ）初めて処方箋を提出した患者 （ロ）3月を超えて再度処方箋を提出した患者 （ハ）3月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの	59点	
服薬管理指導加算		22点	服薬の服用に関して、服薬状況、残薬状況、保管状況、効果、副作用の有無等を継続的に確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算1	イ 新たに処方された場合	10点	特に安全管理が必要な医薬品に関して体調の変化等を確認し、必要な説明をした場合に加算される点数です。 （新作用の初期症状等を確認し適切な服薬指導をすることによって、重篤な副作用を未然に防ぐのに役立ちます。）
	ロ 服薬薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	5点	
特定薬剤管理指導加算2（月1回まで）		100点	連携医薬加算を届け出た保険薬局の薬剤師で処方性疾患等剤を注射された患者さんに、保険薬局で患者さんのレジメン（治療内容）の情報を活用し、副作用対策の説明や文書提示に係る薬剤の服薬指導等を実施するとともに、調剤後に電話等により服薬状況、抗悪性腫瘍剤の副作用の有無を確認し、その内容を文書等により医療機関に情報提供した場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算3 （当該品目に関して、初回処方時1回に限り）	イ 安全性に関する情報提供を行った場合	5点	薬歴からリスク管理計画に基づく指導や患者さんや家族からを選択するために、長期収載品の選定療養制度や医薬品の供給、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合に加算される点数です。
	ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	10点	
乳幼児服薬指導加算（6歳未満）		12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。説明した要点をお薬手帳にも記載します。
小児特定加算		350点	医療的ケア児（児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児）である患者さん又はそのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
吸入薬指導加算（6月に1回に限り）		80点	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者さんに、医師の求めなどに応じて吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、確認吸入指導を用いた実技指導又はインフルエンザウイルス感染症の患者さんに、薬剤師による管理の下吸入を行い、その指導内容を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
服薬管理指導料（特例）	適切な手帳の活用実績（処方箋受付1回につき）	13点	適切な手帳の活用実績が複数施設である旨の示されない服薬薬局が算定する点数です。
外来服薬支援料	1 （月1回まで）	169点	服薬管理が困難な患者さんなどに薬剤等の変更や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一旦引き取って管理した場合や、患者さんなど家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。
	2 イ 42日分以上7日分の場合（当日数が7日又はその倍数を増すごとに）	84点	多種類の薬剤を服用されている患者さんまたは認知症を抱えて薬剤を服用することが困難な患者さんに対して、処方医に治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得たうえで、2剤以上の内服薬又は1剤でも複数以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の日々の飲み忘れに応じて算定される点数です。
	ロ 43日分以上の場合	240点	
無診療処方箋（月1回に限り）		50点	介護老人福祉施設等の嘱託と協働して、服薬管理の支援や指導を行った場合に加算される点数です。
服用薬剤調整支援料	1 （月1回まで）	125点	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ提案に情報提供し実施した場合の点数です。（当該薬、服用4週間以内の内服薬を除く）
	2 （同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで） [適用日：2027年6月1日]	1,000点	複数の医師医療機関から、6種類以上の内服薬を服用している患者さんで、患者さんなどそのご家族等の求めに応じ、必要な説明をするとともにかかりつけ薬剤師が服用中の薬剤の調整を必要と認めた場合に、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合の点数です。
調剤後薬剤管理指導料（月1回に限り）	1 確認検査を行って行った場合	40点	喘息又は慢・医薬品体制対応薬剤加算の3から5の算定をしている医師薬局が、医療機関より連携してインタビュー等の確認方法を含む検査の適正使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
	2 個別の予定患者に対して行った場合		

薬学管理料

在宅患者訪問薬剤管理指導料 （月2回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）まで）	1 単一建物診療患者が1人の場合	650点	通院が困難な在宅で療養を行っている患者さんを訪問又は情報通信機器を用いて、薬剤管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤管理、残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行った場合の点数です。 （複数に居住している患者さんを訪問する人数によって点数は変わります。） （一般及び服薬管理指導料のための上合わせて医師薬剤師1人につき週4回まで）
	2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点	
	3 1及び2以外の場合	290点	
服薬管理指導加算（1回につき）		100点	服薬の服用に関して、服薬状況や残薬、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医への情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者訪問服薬指導加算（1回につき（訪問時））		280点	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さんなどに算出可能。処方および薬学の状況、副作用の有無等について確認し、在宅での薬剤の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児服薬指導加算（1回につき）		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定加算（1回につき）		450点	医療的ケア児（児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児）である患者さんなどのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		160点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その指導及び医師の求め、緊急時の対応等について確認し、在宅での薬剤の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（月2回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）まで）	1 訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合	500点	在宅で療養を行っている患者さんなどに対して、緊急時の患者さんなどからの要請に応じて、医師と協働の上、薬剤師が訪問して、薬剤及び薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に加算される点数です。
	イ 夜間訪問加算	400点	予め24時までに訪問であって緊急時の対応において訪問した場合に加算される点数です。
	ロ 休日訪問加算	500点	休日訪問加算は、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日、12月31日のいずれかにおいて訪問した場合に加算される点数です。休日訪問加算は、夜間訪問加算と同時に算定できない。
	ハ 深夜訪問加算	1,000点	深夜訪問加算は、午前0時から午前6時までの間において訪問した場合に加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合に、薬剤師が交付した薬剤に関する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問服薬指導料の算定患者に対して、服薬状況や残薬、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医への情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者訪問服薬指導加算（1回につき（訪問時））		280点	在宅患者訪問服薬指導料の算定患者に対して、服薬状況や残薬、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医への情報提供した場合に加算される点数です。
乳幼児服薬指導加算（1回につき）		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定加算（1回につき）		450点	医療的ケア児（児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児）である患者さんなどのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		160点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その指導及び医師の求め、緊急時の対応等について確認し、在宅での薬剤の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（月2回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）まで）	1 訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合	500点	在宅で療養を行っている患者さんなどに対して、緊急時の患者さんなどからの要請に応じて、医師と協働の上、薬剤師が訪問して、薬剤及び薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に加算される点数です。
	イ 夜間訪問加算	400点	予め24時までに訪問であって緊急時の対応において訪問した場合に加算される点数です。
	ロ 休日訪問加算	500点	休日訪問加算は、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日、12月31日のいずれかにおいて訪問した場合に加算される点数です。休日訪問加算は、夜間訪問加算と同時に算定できない。
	ハ 深夜訪問加算	1,000点	深夜訪問加算は、午前0時から午前6時までの間において訪問した場合に加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合に、薬剤師が交付した薬剤に関する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問服薬指導料の算定患者に対して、服薬状況や残薬、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医への情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者訪問服薬指導加算（1回につき（訪問時））		280点	在宅患者訪問服薬指導料の算定患者に対して、服薬状況や残薬、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医への情報提供した場合に加算される点数です。
乳幼児服薬指導加算（1回につき）		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定加算（1回につき）		450点	医療的ケア児（児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児）である患者さんなどのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		160点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その指導及び医師の求め、緊急時の対応等について確認し、在宅での薬剤の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（月2回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）まで）	1 訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合	500点	在宅で療養を行っている患者さんなどに対して、緊急時の患者さんなどからの要請に応じて、医師と協働の上、薬剤師が訪問して、薬剤及び薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に加算される点数です。
	イ 夜間訪問加算	400点	予め24時までに訪問であって緊急時の対応において訪問した場合に加算される点数です。
	ロ 休日訪問加算	500点	休日訪問加算は、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日、12月31日のいずれかにおいて訪問した場合に加算される点数です。休日訪問加算は、夜間訪問加算と同時に算定できない。
	ハ 深夜訪問加算	1,000点	深夜訪問加算は、午前0時から午前6時までの間において訪問した場合に加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	訪問の必要性について医師と協働の上、薬剤師が訪問した場合に、薬剤師が交付した薬剤に関する説明をした場合の点数です。

服薬管理指導料	1 （月1回まで）	185点	服薬管理が困難な患者さん又はご家族等の要望や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一包化等にて服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。
	2 イ 42日分以下の場合（投与日数が7日又はその端数を増すごとに）	34点	多種類の薬剤を投与されている患者さん又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者さんに対して、処方医に治療上の理由に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要に応じて粉砕を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の投与日数に応じて算定される点数です。
	ロ 43日分以上の場合	240点	
	施設連携加算（月1回に限り）	50点	介護老人福祉施設等の職員と協働して、服薬管理の支援や指導を行った場合に加算される点数です。
薬剤服用歴管理指導料	1 （月1回まで）	125点	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ減薬した種類以上減少した場合の点数です。（ただし、内の内服薬を除く）
	2 （同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで）【適用日】2027年6月1日	1,000点	複数の保健医療機関から、6種類以上の内服薬を服用している患者さんで、患者さん又はそのご家族等の求めに応じ、必要な説明及び服薬支援を行うかかりつけ薬剤師が服用中の薬剤の調整を必要と認めた場合に、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合の点数です。
調剤後薬剤管理指導料（月1回に限り）	1 褥瘡病患者に対して行った場合	60点	地域支援・医薬品供給対応体制加算の2から5の届出をしている保険薬局が、医療機関と連携してインスリン等の頻回自己注射を行う患者や在宅で行われる治療薬の適正使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
	2 慢性心不全患者に対して行った場合		

薬学管理料

在宅患者訪問薬剤管理指導料（服薬管理指導料の4のロと合わせて月4回（末期患者悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は週2回かつ月8回）まで）	1 単一建物診療患者が1人の場合	650点	通院が困難な在宅で療養を行っている患者さんを訪問又は情報通信機器を用いて、薬剤管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管、残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行った場合の点数です。（複数に居住している患者さんを訪問する人数によって指導料は変わります。）（1～3及び服薬管理指導料の4のロと合わせて保険薬剤師1人につき週40回まで）
	2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点	
	3 1及び2以外の場合	290点	
麻薬管理指導加算（1回につき）		100点	麻薬の服用に関して、服薬状況や効果、副作用の有無等を継続的に確認し適切な指導方法を説明、処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（1回につき（訪問時））		250点	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さんやご家族等に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、在宅での患者の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように調剤した場合に加算される点数です。
小児特定加算（1回につき）		450点	
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		150点	医療的ケア児（医療的ケア児支援法第2条の2第2項に規定する医療的ケア児）である患者さんやそのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		500点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、在宅での患者の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		400点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さんやご家族等に届ける必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。又、新開感染症等の患者さんに対して、薬剤師が訪問して必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合にも算定される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		600点	夜間休日訪問加算は訪問となる休日を除く
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		1,000点	日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日は休日として扱う）において調剤した場合に加算される点数です。夜間加算は、午後10時～午前6時に患者さんやご家族等の求めに応じて調剤した場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		200点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患以外の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さんやご家族等に届ける必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2を1日に複数回実施する場合を含む）（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「麻薬管理指導加算」と同様
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算」と同様
小児特定加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児加算」と同様
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定加算」と同様
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回まで）	150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心静脈栄養法加算」と同様
麻薬管理指導加算（1回につき）		700点	訪問薬剤管理指導を実施している患者さんの容態の変化や診療方針の変更等により、医師等と共同で患者さん宅にてカンファレンスに参加して必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「麻薬管理指導加算」と同様
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算」と同様
小児特定加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児加算」と同様
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき）		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定加算」と同様
退院時共同指導料	（入院中1回（がん末期患者等は2回）まで）	150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心静脈栄養法加算」と同様
服薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合（月1回まで）	600点	入院患者さんの退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する事項を、入院医療機関の薬剤等と共同で説明にデバイス通話をもって、又は文書により情報提供した場合の点数です。
	2 薬剤師がその必要性を認めた場合（月1回まで） イ 保険医療機関への定期的な情報提供書により提供した場合 ロ リフィル処方箋による調剤後、処方医への必要な情報を文書により提供した場合 ハ 在宅支援病門院への必要な情報を文書により提供した場合	50点	服薬を受けた医師の求めに応じ、患者さんの同意の上、薬剤の服用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について、文書により情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
	3 入院前の患者に係る退院支援機関の求めにより、持参薬を整理、情報提供を行った場合は月に1回	20点	在宅かかりつけ薬剤師からの求めに応じ、又は薬剤師がその必要を認めた場合に患者さんの同意の上、薬剤の服用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
薬剤情報提供料（初回に限り）		50点	入院患者さんにおいて入院医療機関からの求めがあり、患者さんの同意を得た上で、患者さんの服用薬の情報を把握するとともに、入院医療機関との連携を行うとともに、入院医療機関との必要な情報共有を行った場合の点数です。
在宅時医学総合管理料		100点	算定日の属する月の翌月から12月以内の期間に、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した処方箋交付の実績がある月に1回に限り	230点	退院後1カ月以内に在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した処方箋交付の実績がある月に1回に限り
施設入居時等医学総合管理料		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者が、住宅、介護施設の方へ転居した場合に、その患者の薬学管理指導のために、転居先の保険薬局の薬剤師が訪問指導を実施している場合（ただし、介護施設の場合は、当該施設の職員と協働して、患者さんの薬学管理指導を行った場合に限る。）
在宅患者薬剤管理指導料		300点	月1回までの算定期間であるが、医師が在宅訪問の必要があると認めた患者さんに対して、薬学的管理及び指導を行った場合の点数です。（ただし、（薬剤師法第21条の3）、（介護老人保健施設の職員と協働して、患者さんの薬学管理指導を行った場合に限る。）（第一建物診療患者が1名の場合）

薬剤料	薬価基準収載医薬品の費用（この料金は、保険外併用療養費制度に係る評価療養、選定療養、患者申出療養

在宅医療を推進しています

薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの服薬支援を
行っております。



ジェネリック医薬品の利用促進にご協力をお願いします

当薬局では後発医薬品を数多く取り揃えています。
ジェネリック医薬品の疑問にもお答えします。

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。

FALCO

患者のみなさまへ

令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままで経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

FALCO

窓口での
支払い金額が
変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

FALCO

ジェネリック医薬品の利用促進にご協力をお願いします

[安心・信頼]

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

[未来のために]

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

FALCO

2023年5月作成

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)
第1条
1. ファルコ薬局日野谷店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局日野谷店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)
第2条
1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
・保険薬局であること。
・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)
第3条
1. 従業者について
・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局日野谷店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)
第4条
1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)
第5条
1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前8時30分～午後4時45分とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)
第6条
1.通常の実施地域は、徳島県那賀郡那賀町の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）
第7条
1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、必要な事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）
第8条
1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

（緊急時等における対応方法）
第9条　居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）
第10条
1. ファルコ薬局日野谷店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局日野谷店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。